

※届書は戸籍のとおりので文字で崩さずお書きください。

離婚届

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

届出をする年月日 → 平成 24 年 7 月 1 日届出

届出する市区町村名 → 東京都西東京市長 殿

(1) 氏名	夫 西東京太郎	妻 西東京花子
生年月日	昭和60年5月15日	昭和62年7月10日
住所	東京都西東京市新町一丁目 4番地 25号 柳橋荘	東京都練馬区豊玉北六丁目 12番地 1号
本籍	東京都西東京市南町五丁目 6番地	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に もどる者の本籍	東京都西東京市南町五丁目 1234番	
同居の期間	平成22年1月から平成24年5月まで	
別居する前の住所	東京都西東京市新町一丁目 4番地 25号 柳橋荘	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名押印	夫 西東京太郎	妻 西東京花子

記入不要

平成 年 月 日
午前 午後 時 分 受領

夫 免 旅 住
その他 無

妻 免 旅 住
その他 無

使 者 免 旅 住
その他 無

送付 平成 年 月 日

署名は必ず本人が自署してください。

記入不要

住所を定めた年月日

夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先 電話 090 (1234) 5678
自宅・勤務先 [] (携帯)

平日の日中通じる連絡先を必ずご記入ください。

▼届出に必要なもの▼

- ・離婚届 (協議離婚には成人2名の証人が必要となります。記入押印してもらってください。)
- ・戸籍謄本 1通 (本籍地に届出する場合は不要です。)
- ・印鑑 (署名欄に押印したもの。離婚届の訂正に必要な場合があります。)
- ・離婚届を持参する人の身分証明書 (運転免許証など)
- ・調停離婚や裁判離婚の場合は、調停調書謄本、審判書または判決書の謄本及び確定証明書

≪外国人との離婚について≫

日本人と外国人との協議離婚には、日本人の住民票の添付が必要です。(住所地に提出の場合は不要)

協議離婚には、成人2名の証人が必要

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	西東京松男 (西東京松男) 保谷梅子 (保谷梅子)
生年月日	昭和35年4月13日 昭和38年10月1日
住所	東京都西東京市南町五丁目 6番地 13号 東京都新宿区西新宿二丁目 8番地 1号
本籍	東京都西東京市南町五丁目 1234番 東京都新宿区西新宿二丁目 8番地

住民登録されている住所をご記入ください。

父母が婚姻中であれば母は名のみ(夫側の記載例・婚姻中に死亡している時はそれぞれ氏名(妻側の記載例))

離婚届を提出すると婚姻前の氏に戻ります。
必ず左記の□にチェックを入れ本籍・筆頭者を記載ください。
婚姻中の氏をそのまま使用したい場合は何も記載しないでください。
離婚届と同時に別途「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出が必要です。

未成年の子がいる場合は必ず親権者を決め、該当する欄に子の氏名を記載ください。

未成年の子がいる場合は、次のあてはまるものにするしをつけてください。

(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。

※未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、⇒面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならぬこととされています。

※その他、届出用紙の「記入の注意」を参考にしてください。また、その他不明な点は市民課戸籍係までおたずねください。

西東京市役所市民課 042(464)1311(代)

戸籍係(内線) 1453・1454・1456・1457